

平成29年 第1回定例会（第3日 3月 3日）

〔質問〕 沖本

さま大志会の沖本浩二です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の一般質問は、職員安否参集確認システムについて、それから消防庁安否情報システムについて、婦人（女性）防火クラブについて、以上3項目に関して、前回の一般質問に引き続き、本市の防災・減災施策をさらに推進・充実していただくことを目的として質問させていただきます。

まず、職員安否参集確認システムについて伺います。地震災害などの災害が勤務時間外、休日、夜間に発生した場合、まずは職員の安否確認を行うこと、そして参集の可否確認を行うことは、市民の安全・安心の確保が責務の向上を担う行政にとって重要なことです。本市の地域防災計画第2章、災害応急対策計画第1節、発災時の行動、4、職員の行動には「大地震が起きたとき、職員も市民と同様に被災者となるが、地震に対する心得を心掛けておき、更に常日ごろから防災に関心をもち、研修・訓練を重ね業務に習熟する。また、勤務時間内は、本計画に基づき速やかに所要の初動活動を実施する。勤務時間外で自宅にいる場合は、家族の身の安全を確認し、必要な指示を与えて非常参集する。なお、この計画に定めない事項が、災害現場等において突発的に発生した場合、適宜対応するとともに災害活動等に従事する職員が職制を超えて一致協力し、最善の方法で職務を遂行する」と記されております。

本市における職員の安否確認、非常参集可否の確認については、そのツールとして平成26年度より職員安否参集確認システムを導入されています。平成26年第1回定例会の総括質疑において、前任者より職員安否参集確認システムの詳細について質疑があり、当時の市民部長から「このシステムは、災害時において、電話以上に確実性があります携帯メールを利用して、職員との双方向性を持たせることで職員の安否確認と被災状況の把握、登庁の可否、そして登庁までの所要時間、あわせて周辺の被害状況の把握などが可能になります。このように職員の参集状況がより正確に把握できることで、参集する人員予測に応じた災害対策対応を図ることができると考えております。また、災害の種類や規模に応じた職員の導入についても、グループ分けすることなどによって効率的で迅速な参集指示が出せるものと考えております」との答弁がありました。まずは、改めて、この職員安否参集確認システムはどのようなものなのか、概要について伺います。

次に、この職員安否参集確認システムを使って実際に配信された事例があったと伺っておりますので、その詳細についてお示しください。また、配信対象者の登録状況はどうなっているのか、さらには、実際に配信された事例の際、配信対象職員からの対応率の状況について伺います。

次に、この職員安否参集確認システムを使った訓練状況について質問します。平成27年第1回定例会の一般質問では、前任者よりシェイクアウト訓練の今後について質問があり、市民部長からは「市職員に対する訓練として、災害時をイメージした職員参集訓練、被害想定に基づく関係機関との連携、対応など、プラス1訓練の質の向上につながるような訓練の企画を考えております」との答弁がありました。実際に平成28年1月23日に実施された座間市一斉防災行動訓練シェイクアウトプラス1 2016 in ZAMAでは、職員参集訓練を含め、例年行われているシェイクアウト訓練に85の訓練項目を設け、フルスケール訓練として実施されています。平成28年第2回定例会の一般質問では、前任者よりシェイクアウトプラス1 2016 in ZAMAにおけるフルスケール訓練実施状況報告書をもとに質問され、その中で、訓練に対する職員アンケート結果から、アンケート項目の職員参集訓練の必要性についての問いに関して、必要性を感じないという4%の回答理由について

質問されています。この質問に対して、遠藤市長からは「これは私、問題だと思っています。ただ、何で必要ないと思うのかということについての理由を明示するようなアンケートのとり方ではなかったもので、誰がどのように考えたかわからないです。ただ、全体96%が必要性感じている中で4%が感じていないということは、やはりこれはちょっとまずいのではないかということで、ここについてはさらに共通認識が図れるよう努力をしていきたいと思っています」と答弁され、また「100%参集訓練が必要だと思われるような、そのような共通認識を持てるようにやっていきたいと思っています」とも答弁されております。

さて、ことしも1月23日午前11時に座間市一斉防災行動訓練シェイクアウトプラス1 2017 in ZAMAが実施されました。今回のシェイクアウトプラス1訓練の中でも前回同様、職員安否参集確認システムを使った訓練が行われ、職員アンケート調査も実施されたと伺っていますので、その結果をお示しください。本来であれば、事前にアンケート結果をお聞きした上で質問させていただくところですが、一般質問の通告段階では集計中とのことでしたので、まずはその結果から伺いたいと思います。

また、シェイクアウトプラス1訓練以外でも年間を通じて職員安否参集確認システムを使った訓練を実施されていると伺っていますので、その状況についてお示しください。さらには、その訓練時における配信対象職員からの応答率の状況について、明らかにしていただきたいと思っています。

次に、通告の2番目、消防庁安否情報システムについて質問します。以下、消防庁、防衛庁の記述を引用します。「安否情報システムは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定される安否情報事務を効率的に行うことを目的に開発したシステムであり、平成20年4月25日に運用を開始しています。この安否情報システムは、武力攻撃に限らず、大地震を初めとする自然災害や事故の際にも利用することが可能であり、その主な機能として、1、避難所、医療機関、警察機関等から収集した安否情報をシステムに入力する機能、2、入力された安否情報のうち、誤入力や重複した安否情報について修正や重複の排除をし、安否情報を最新かつ正しいものに整理する機能、3、整理した安否情報を、市町村はその区域を管轄する都道府県に、都道府県は国（消防庁）に報告し、国において全地方公共団体が安否情報を共有できるようにする機能、4、国民からの照会に対し、システムから被紹介者に係る安否情報を検索し、検索した安否情報を回答書の様式で印刷する機能、以上が挙げられております。消防庁の今後の取り組みとしては、自然災害の際に利用する場合の課題や準備事項について情報提供を行うなど、地方公共団体への支援を行っているところであるが、引き続き事務処理が円滑かつ的確に実施されるよう、安否情報システムの操作訓練や国民保護共同訓練における利用を推進し、体制の検証及び課題の抽出に努め、システムの充実・強化を図っていくこと」としています。前述のように、このシステムは自然災害でも活用できる仕様となっており、平成23年の東日本大震災において使用され、これが現実の災害で安否情報システムが使用された初の事例となりました。迅速・的確な安否情報の収集及び提供のためには、今後とも地方公共団体が安否情報を入力するための運用体制の強化を図ることが重要であり、消防庁では、警察、医療機関等の関係機関との協力体制の構築などの支援に取り組んでいます。また、「平成22年6月からは、毎月入力訓練を実施できる環境を準備し、各団体の積極的な訓練参加を促しているほか、平成23年度からは全国一斉の訓練を実施し、地方公共団体職員の操作習熟を図っている。今後も定期的な訓練を実施するとともに、引き続きシステム効率化の検討を行う」とされています。

この安否情報システムについては、平成26年第1回定例会の一般質問でも議論されております。前任者が東日本大震災でのみずからの経験をもとに、多岐にわたり質問され、その中で消防庁の安否

情報システムにおける手書きの避難者名簿からデータ化手順について質問されています。その質問に対して、当時の市民部長から「避難所において、基本的には、市が指定いたします避難者名簿に避難者がみずから記載をしていただきます。その後、回収をし、消防庁の安否情報システムに入力し、一元管理をすることを考えております」と答弁されています。

目線を移し、本市ホームページから閲覧できる平成26年度座間市国民保護協議会会議録の内容について触れます。この会議録によると、平成27年3月26日に開催された協議会の中で、現状の国民保護の取り組みに関する情報提供について、事務局から、安否情報システムの概要として、安否情報に関する全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答できるシステムであり、高いセキュリティを確保していることなどについて説明され、システムを活用した訓練状況を委員に報告したと記されています。安否情報システムは、自然災害発災時に本市においても被災者の安否情報を入力したり、確認したりするには必須のシステムであると私は考えます。前日の一般質問に対する答弁、そして国民保護協議会の会議録からは、本市における安否情報システムの運営について、一定の進捗がうかがい知ることができます。そこで、まず自然災害発災時における安否情報システムの活用について、当局としては、総じて現在どのような考えをお持ちなのか伺います。また、国民保護協議会の会議録には、システムを活用した訓練状況を委員に報告したとありますが、本市では安否情報システムをいつから運営され、いつからどのような目的でどのように訓練をされているのか、その訓練状況について伺います。

次に、通告の3番目、婦人（女性）防火クラブについて質問します。女性を括弧付したのは、自治体によっては婦人防火クラブと呼称するところもあれば女性防火クラブと呼称するところもあるため、私の質問の中では、これ以降、婦人防火クラブと呼称させていただきます。

自治省、現総務省消防庁は、昭和37年4月6日付長官名で予防行政の運営方針についてを定め、この中で民間防火組織の育成が重要である旨を強調し、都道府県知事宛てに示しました。そこには「少年消防クラブや婦人防火クラブの積極的な結成を図っていくべきである」とあります。具体的には、1、本部の署の管轄区域の適当な区域ごと（消防本部の設置が義務づけされていない非常備の市町村では、消防団の区域内における分団ごと）またはその他適当な区域ごとに結成すること。2、行事内容としては、ア、消防職員または消防団員が指導して婦人防火教室を開催し、家庭における電気、ガス、石油器具等の使用に関する火災危険及び正しい取り扱いについての防火研究を行うこと。イ、グループ間で防火診断を行うことも火災予防徹底のために有効であること。ウ、その他、具体的な火災予防資料によるクラブ員の防火知識の向上に資することとされ、ここでは婦人防火クラブの活動は、家庭防火が当初の原点とされていました。これを契機に消防本部などによる指導を通じて各地で婦人防火クラブの結成が進み、クラブ員数も急速に増加、昭和39年には全国の都道府県には必ず婦人防火クラブが存在するまでとなり、昭和40年代初めに50万人を突破して以後、その後も順調に増加し、平成27年4月1日現在、全国各地で8,889団体、約133万人のクラブ員の皆さんが熱心に活動をされています。また、婦人防火クラブの活動は、現在、必ずしも家庭防火だけにとどまらず、地域の実情や特性を生かした防火・防災活動を展開し、また、高齢化社会の到来に伴う福祉活動まで展開するなど、地域の安全な社会をつくるために貢献しているところもあり、その活動形態は各地域クラブによってさまざまとなっているようです。

近隣市の状況として、綾瀬市では、昭和62年11月、家庭からの出荷防止を目的に、婦人防火クラブとして各地域11クラブが結成され、火災予防の普及啓発活動を行っております。クラブ員数は平成28年4月1日現在で164名となっています。また、海老名市では平成6年度に海老名市婦人防火ク

ラブを発足しましたが、平成20年度に海老名市女性防火推進員と改称し、再編され、市内に居住する女性が防火の推進について積極的に取り組まれています。推進員数は、平成28年4月1日現在で57名となっています。

さて、本市であります、皆さんもご存じのとおり、本市には、本市において唯一となる、女性による消防組織、立野台地区女性消防隊があります。同隊が結成されたのは平成3年8月15日、当時新興住宅地の立野台は、建物が密集している地区で、消防団の拠点施設からも離れていたために地域防災を担う組織が必要とされていました。こうした中、立野台に住む有志の女性が同隊をつくられました。現在は50から70代までの女性12人が在籍、平成10年に設けられた待機室、車庫を拠点に活動しておられます。主な活動としては、出初め式や操法大会、市の総合防災訓練の参加と協力、そして春と秋の火災予防運動や歳末火災特別警戒事業にあわせ、広報などを行っておられます。

少し古い記事になりますが、タウンニュース座間版、平成23年9月30日号の記事を引用させていただきます。市立野台地区女性消防隊、結成20周年を祝う。記念式典を挙行。「市立野台地区女性消防隊がこのほど、結成20周年を迎えた。9月25日にサニープレイス座間で開かれた記念式典には多くの来賓が訪れ、隊員の実績をたたえた。式典の冒頭で挨拶に立った今井隊長は、東日本大震災や和歌山県で観測史上最多の雨量となった豪雨に触れ、座間でも天災がいつ起きても不思議ではありません。地域のために消防の充実を図ります」と抱負を語った。来賓として駆けつけた遠藤三紀夫市長は「活動20年という経験を生かし、今後も地域防災でリーダーシップを発揮してほしいと期待を寄せていた」、このように紹介をされています。昨年11月には25周年のお祝いも開催されたとのことです。結成から四半世紀以上たった今なお、志一筋、地域に根差した諸活動、本市のさまざまな行事にもお力添えをいただいていることに私も敬意を表し、感謝と御礼を申し上げる次第であり、女性消防隊は座間市の宝であると思っております。

立野台地区女性消防隊に関しては、これまでも多くの前任者が総括質疑や委員会質疑、一般質問でも取り上げており、その質疑、質問の観点のほとんどが女性消防隊の位置づけという点にあります。その位置づけは、予算に絡めて常備消防なのか、それとも不団員なのか、消防法第25条と第29条の5項目に基づいての設置なのか、女性消防団の指導的な立場で活動されるほうがよいのではないかなど、こうした位置づけ論でありました。今回の私の質問もその位置づけとはなりますが、前任者とは少し異なります。志やその活動規範の位置づけであります。先ほど述べた全国的に広がっている婦人防火クラブ創設の基点になり得るという位置づけであります。女性消防隊の皆さんが築かれた歴史と伝統を重んじるとともに、さらに継承発展していただくという目的で、女性消防隊の存続はもちろんのこと、女性消防隊を基点とした裾野を広げ、その活動規範の市内全域への波及、市内各地における婦人防火クラブの創設を考えることが本市においても必要なのではないのでしょうか。

平成19年第4回定例会における当時の総務常任委員会委員長報告には、以下のような一節があります。「女性消防隊は、消防が広域になった場合、そのまま移行できるのかとの質疑に、他市にも婦人防火クラブ等がありますので、それらと同様に位置づけを考えていきたいと思えます」との答弁がありました。女性消防隊の存続と発展、活動規範の市内全域への波及、婦人防火クラブの創設推進の提案に対する消防庁のご所見を伺い、1回目の質問とします。

〔答弁〕市長室長

初めに、職員安否参集確認システムの概要についてご質問をいただきました。このシステムは、地震、風水害等の災害が夜間、休日などの勤務時間外に発生した場合に、システムへ登録している動員

計画該当職員へ一斉にメール配信することにより職員の安否確認と迅速な参集が行えるものでございます。また、勤務時間外に風水害など災害の発生が想定される場合には、事前にシステムにて職員の参集を呼びかけ、災害対応を行います。参集メールには、応答報告用のURLがついております。URLにアクセスし、自分の状況や参集予定時刻等のほかに、自由にコメントを報告、すなわち応答することができます。応答報告はシステム管理者画面から確認することができ、参集予定時刻等から職員の参集状況を予想できることから、今後の災害対応について検討することが可能となります。また、応答報告をした職員には、システムから個別で追加連絡を行うことも可能でございます。

次に、職員安否参集確認システムを使ったこれまでの配信事例としては、平成26年10月の5日、台風18号が本市に接近することから、同日19時31分、災害対策本部の設置及び警戒配備1班の体制を決定し、システムにて参集対象者に翌6日0時までの参集を指示いたしました。また、5日20時3分、市民の自主避難のためのコミュニティセンター避難所を開設する可能性がある旨について、避難所開設担当職員へシステムにて連絡をいたしました。翌6日6時、コミュニティセンター避難所の開設を決定し、6時11分、コミュニティセンター避難所開設担当職員へ直接避難所への参集をこのシステムにより指示をしております。そのほかにも、台風接近による状況によって、警戒本部の職員の自宅待機等もシステムにて連絡を行っております。

次に、配信対象者の登録状況についてですが、システムのメール配信対象者は、座間市災害応急対策計画、動員計画に記載されている職員853名で、現在システムには824人が登録をされています。携帯電話を所持していない職員やEメール機能を使用していない職員は登録されておりませんが、未登録職員の参集については、各災対部で作成している連絡網により対応を行っております。

次に、実際に配信された事例の際の配信対象職員からの応答率の状況についてのお尋ねですが、先ほど答弁いたしました平成26年10月6日の台風18号対応時の配信対象職員からの応答率は100%でございました。

次に、今回のシェイクアウトプラス1訓練における職員アンケートの結果についての質問でございます。職員参集訓練の必要性についてのアンケート結果については、まず、問いに対して定期的に行うべきが237人、不定期で行うべきが219人、必要性を感じないが21人、未回答が2人、合計479人の回答でございました。この必要性を感じない理由、主な意見といたしましては、必ず一回は訓練すべきだが、一度行えば参集時のイメージをつかめるため、毎年の訓練は必要ない。主に徒歩通勤者はふだんと経路が同じため、日ごろから注意していれば必要性を感じない。主に電車通勤者は訓練と災害時の参集経路が大きく異なるため、実際に即していない。居住地が市役所から遠く離れており、災害時に参集するのは困難である。避難所開設担当者は、市役所へ参集するのではなく避難所へ参集すべきである。以上のような意見がございました。意見の内容といたしましては訓練事態の必要性を否定しているものではないことから、今後訓練の方法を検証して、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員安否参集確認システムを使った訓練の実施状況ですが、年間を通じて職員安否参集確認システムを使った訓練は、年3回から4回実施をしております。平成28年度は、現在までに動員計画策定後の訓練、座間市総合防災訓練、訓練実施予告なしの応答訓練、そしてシェイクアウトプラス1職員参集訓練の4回、参集メール応答訓練を実施しております。

次に、訓練時における職員安否参集確認システムを使った訓練及び配信テストにおける応答率ですが、動員計画策定後の配信テストでは91.8%、総合防災訓練では87.7%、訓練実施予告なしの応答訓練では90.5%、シェイクアウトプラス1の参集訓練では98.1%でございました。

次に、自然発生災害時における消防庁の安否情報システムの活用について、総じて現在どのような考えを持っているかのご質問をいただきました。本市としては、国内で統一されたシステム、統一されたルールのもとで活用し、全国データの情報を地方公共団体が共有するものであると考えております。

次に、本市では、安否情報システムをいつから導入、運営し、いつからどのような目的で、どのような訓練をされているのか、その訓練状況についてご質問をいただきました。当該システムは、各市町村がシステムやソフトを導入して運用するものではなく、消防庁のウェブページにアクセスをして住民の安否情報の報告を行うものでございます。平成20年4月より運用が開始され、本市も同時期にIDの給付を受けて参入をしており、それ以降、国が危機事態や自然災害を想定した年2回の全国一斉操作訓練に参加をしております。

〔答弁〕 消防長

女性消防隊の存続と発展、婦人防火クラブの創設、推進についての提案に対する消防長の所見をですが、立野台地区女性消防隊ですが、平成3年8月に発足し、立野台地区を活動区域として防火・防災思想の普及啓発をしながら、平成10年3月には小型動力ポンプつき積載車を配備し、立野台3丁目の立野台消防施設等の車庫を拠点として、消防団と同様に出初め式、火災予防運動、歳末火災特別警戒、非常招集訓練、市総合防災訓練、操法大会、普通救命講習、毎月2回の点検、年6回の打ち合わせ会議、災害活動など年間50回を超すさまざまな行事や訓練を重ねながら、25年間の長きにわたり活動していただいております。今後も立野台地区女性消防隊には、長年養ってこられた知識、経験をもとに、地域の防災リーダーとして女性の特性を生かした火災予防の啓発等を行っていただきたいと考えております。婦人防火クラブについては、他市の活動形態や特性等を研究しながら、女性消防団員を含めた中で今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔再質問〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して再質問を行ってまいりたいと思います。

まずは、今回のシェイクアウトプラス1訓練における職員アンケートの結果についてお聞きをいたしました。実は、皆さんもご存じのとおり、3月17日にまたシェイクアウト訓練の実施報告会というのが開催されますけれども、そこでまた詳しく報告があると思うのですが、今回は前回のアンケート結果と比較してということで、事前にお聞きした次第です。

結果からは、職員参集訓練の必要性をということのアンケートに対しては、必要性を感じないという方が21名いらっしゃったということで、パーセントにすると4.4%、前回とほぼ同様の傾向が示されたわけですが、否定しているわけではないという、先ほど市長室長の答弁にもありました。また、必要性を感じない理由としてはいろいろありましたけれども、必ず一回は訓練すべきだが、一度行えば参集時のイメージをつかめるため、毎年の訓練は必要ない。主に徒歩通勤者はふだんと経路が同じため、日ごろから注意していれば必要ないとかいろいろあったわけですが、私、ここでやはり言いたいのは、参集という訓練という前に、やはり職員の皆さんの安否確認ということが重要だと考えております。先ほど述べました地域防災計画の第2章、災害応急対策計画の第1節、発災時の行動、4、職員の行動にもあります、大地震が起きたとき、職員も市民と同様に被災者になります。勤務時間外で自宅にいる場合であれば、まずは自分と家族の身の安全、その状況を報告しなければならない

というふう感じております。私は、そうした意識で職員の皆さんには訓練に臨んでいただきたいと考えておりますけれども、そこについての所見を伺っておきます。

それから、訓練時における配信対象職員からの応答率の状況ですけれども、平成28年度の動員計画策定後では91.8%、それから総合防災訓練では87.7%、訓練実施予告なしの応答訓練では90.5%、シェイクアウトプラス1職員参集訓練では98.1%という答弁をいただきました。訓練とはいえ、これ決して軽んじてはならないと、もちろんそれぞれ軽んじているという理由ではなかったと思っておりますけれども、この結果をどういうふうに分析され、今後どういうふうに取り組まれるのか伺っておきます。

それから、消防庁の安否情報システムの関係なのですけれども、割と市長室長の答弁、さらっと終わってしまったのですけれども、これ実は、調べると相当大変な作業ですよ。これ消防庁のガイドラインというのが今、出ているのですけれども、79ページあります。それをダウンロードできるので、少し拝見させていただきました。これを読む限り、本当に大変な労力を要することがわかります。例えば、システムの利用の基本的な考え方から始まって、この端末の種類、それから端末の設置場所、ID、パスワード、それから避難住民、負傷住民、死亡住民に関する安否情報の収集、収集する安否情報の内容とシステム入力の留意事項とか省令様式による収集、それから被収集者への説明、それから記入の解除、住民との協力、安否情報の整理・提供というふうに、さまざま決められています。有事の際に、このガイドラインに沿った端末の設置、省令様式による収集、この入力作業というのが本当にできるのかなというふうに正直感じました。もちろん国として市民の情報の安否情報を整理するということは大変重要なことだと思うのですが、実際に避難所で、家族、親族、そうした方たちの安否情報というのは、すぐに入手したいというのがやはり正直な気持ちだと思うのですが、恐らくこれ発災3日後とか、いや、もっとかかるかもしれないですよ、実際に収集できるのは、それを考えると、これ前任者もおっしゃっていましたが、もっと簡易的な入力とか、そういったシステムを使ったほうがいいのかというようなお話もされていましたが、例えば、横浜市が今ホームページのほうでも出していますけれども、横浜市が推奨しているJ-a-n-p-iというやつ、これは、実はグーグルのパーソンファインダーと連携されていて、どちらからも入力したり見れるようになっているのですけれども、そうした簡易的なシステムの活用であるとか、あるいは本市の地域防災計画にも示されていますNTTの災害用伝言ダイヤル、それから携帯電話各社の災害用の伝言板サービスの活用、こうしたことをやっぱり推奨していくのが最良の方法なのかなというふうにも実感しました。やはり市民の方にこうしたNTTの災害用伝言ダイヤルとか災害用の伝言板のサービス、こうしたことを周知していただくというのが、まずは一番ではないかなと思っております。

ただ、そうはいつでも市民の方はなかなか、いざというときにはそこまでできない可能性ももちろんあるので、行政としては、やはり避難所の中でそうしたことが対応できるような準備というものをしておかなければならないのかなということも同時に感じております。先ほど申し上げましたけれども、簡易的なそのシステム、J-a-n-p-i、グーグルのパーソンファインダー等の活用、それから災害用の伝言ダイヤル、そして伝言板のサービスの活用、こうしたことを推奨していただくように当局のほうには訴えたいというふうに思いますので、そのところの所見を伺っていきたく思います。

それから、婦人防火クラブについてということで質問させていただいて、消防長のほうから、まずは立野台地区の女性消防隊のことについて触れられていただきました。私、ここでやっぱり思うのは、別に女性、今ある立野台女性消防隊、これはまずは残していただいて、そこを先ほど申し上げたように裾野にした防火クラブの創設なり、それが、先ほど答弁ありましたけれども、女性消防団を

含めた形での検討というふうにおっしゃっていただきました。まずは今、立野台の女性消防隊の皆さんが築いていただいた歴史と伝統、そうしたところの存続と、その発展の先に波及した志とか活動規範とか、そこの志とか活動規範を波及した先にある婦人防火クラブ、あるいはそれが女性消防団でもよろしいのですけれども、そこをまず肝としてぜひ考えていただいて、検討していただければというふうに考えておりますので、そこは、これはお願い、要望になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔答弁〕市長室長

アンケートの結果に対する再質問でございますが、やはり災害時の最悪なイメージができていない職員、また、災害時の応急対策での職員1人の重要性についての認識や使命感のやや欠ける職員、これらが一部でもあったことはまことに残念な結果だと思ひます。

議員おっしゃられるように、安否確認の関係もございまして、今後は市民の身体、生命及び財産の保護が、災害時における我々地方公務員の最大の責務であることを改めて認識するように、研修、訓練手法を工夫してまいりたいと思ひます。

次に、訓練時における配信対象職員からの応答率のそれぞれの結果を踏まえ、今後どう取り組むかの再質問でございますが、シェイクアウト訓練のように、配信後に実動を伴う訓練においては高い応答率となっておりますが、実動のない配信テストに対して応答率が低下する傾向にありますので、配信テストであっても今後は訓練として厳格に行うよう、改めていきたいと思ひます。

最後に、消防庁の安否情報システムに関し、J - a n p i、グーグルパーソンファインダー等の活用、それからNTTの災害用伝言ダイヤル、携帯電話各社の災害用伝言サービス、こちらの活用を推奨することについて再質問をいただきました。

消防庁のシステムは、行政間の情報共有を円滑にするために行う業務でありまして、基礎自治体として果たすべき義務であるとは考えております。しかしながら、消防庁の安否情報システムは市民の利用を前提として運用されているものではありませんので、情報を求めて市民がみずから行動し、登録する通信会社各社の災害用伝言ダイヤルやJ - a n p iなど、安否確認サイトの活用は大変有効であり、本市においても市民向け防災講座や防災対策総合ガイドにおいて周知を図ってまいりたいと思ひます。

今後は、広報ざまや市ホームページを活用して、市民の皆様への周知を強化してまいりたいと思ひます。